

令和2年度埼玉県スポーツ少年団地域交流促進事業実施要項

地域市町村において、スポーツ少年団活動の活発化と地域交流の促進をはかるため、2団以上の交流を目的とする。

1. 会 場

各市町村スポーツ少年団の必要と条件に応じ計画実施する。

2. 期 間

令和2年度中（令和2年4月1日より令和3年3月31日まで）に実施する。

3. 実施方法

(1) 原則として、2市町村スポーツ少年団以上の交流とする。

(2) 受入れ側の申請とし、その市町村において企画し県本部に申請するものとする。

(3) 単一行事を1事業とし、同時開催を2事業分として申請することはできない。

(4) 申請事業数は令和2年度登録者（団員・指導者・市区町村段階役職員）を基準とし、全市町村はもれなく1事業申請することができる。また、1,000名ごとに更に1事業申請できるものとし、2千台を超えた百の単位は四捨五入とし申請数を確定する。

例	基本申請数	1事業		
	1,000～2,499	+1事業	2,500～3,499	+2事業
	3,500～4,499	+3事業	4,500～5,499	+4事業
	5,500～6,499	+5事業		

(5) 県外団体との交流については、本県受入れ開催の事業を対象とする。

(6) 埼玉県スポーツ少年団本部が主催とする各種目別大会の地域予選又はそれに準ずるものは、申請することはできない。

4. 事業内容

地域スポーツ少年団が実施する交流活動で、県並びに市町村が奨励できる事業を対象とする。

5. 参 加 者

令和2年度スポーツ少年団登録団員・指導者とし、人員数については1事業30名以上とする。

6. 経 費

1事業総額10万円程度とし、内市町村負担金は5万円以上とする。

7. 申請方法

別添様式－1（事業計画書・収支予算書・事業実施要項）を7月末日までに県本部あて申請する。事業終了後、すみやかに様式－2（事業報告書・収支決算書）を提出する。

申請が80事業を超えた場合は県本部で調整をする。

8. 証拠書類の保管

補助事業執行に伴う各経理の領収書等証拠書類は、支出科目ごとに完備して、埼玉県スポーツ少年団の提出要請があった場合、すみやかに提出しなければならない。